

「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び
「札幌市立中央幼稚園」整備等事業

基本協定書案

平成 18 年 10 月 31 日

札幌市

目 次

(目的)	1
(当事者の義務)	1
(事業予定者の設立)	1
(株式の譲渡)	2
(業務の委託、請負)	2
(本件特定事業契約)	3
(準備行為)	3
(本件特定事業契約の不締結)	3
(本件特定事業契約不調の場合の処理)	4
(秘密保持)	4
(準拠法及び裁判管轄)	5
(協議)	5

「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び
「札幌市立中央幼稚園」整備等事業
基本協定書案

「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業(以下「本件事業」という。)に関し、札幌市(以下「甲」という。)と、〔構成員名称〕、〔構成員名称〕及び〔構成員名称〕をその構成員とし、〔協力会社名称〕、〔協力会社名称〕及び〔協力会社名称〕をその協力企業とし、〔代表企業名称〕をその代表者とする〔グループ名称〕(以下「乙」といい、乙の構成員を「乙の構成員」、乙の協力会社を「乙の協力会社」、また乙の代表者を「乙の代表者」という。)との間で、以下のとおり、「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業に関する基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本基本協定は、本件事業に関し乙が一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、本件事業の実施及びこれに付随し関連する事項を定める契約(以下「本件特定事業契約」という。)を、乙の設立する本件事業の遂行者(以下「事業予定者」という。)と甲とが締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めると共に、その他本件事業の円滑な実施に必要な諸手続を定めるものとする。

(当事者の義務)

- 第2条 甲及び乙は、事業予定者と甲とが締結する本件特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 本件特定事業契約締結のための協議においては、甲及び乙は、本件事業の事業者選定委員会の要望事項を尊重し、また乙は甲の要望事項を尊重するものとする。
- 3 乙は、本件事業に関する入札手続において乙から提出された入札提案書中の資金調達計画等に従い、事業予定者に出資し、事業予定者への出資者を募り、又は事業予定者による借入れその他の資金調達を実現させるために最大限の努力をするものとする。

(事業予定者の設立)

第3条 乙は、遅くとも本件特定事業契約の締結日までに、次の各号の条件に従い、事業予定者を設立し、その商業登記の全部事項証明書及び認証済み原始定款の原本証明付き写しを甲に提出するものとする。

- (1) 事業予定者は会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社とする。

- (2) 事業予定者の資本金は 円以上とする。
 - (3) 事業予定者の本店所在地は、札幌市とする。
 - (4) 事業予定者の定款には、会社法第 107 条第 1 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限の定め並びに同法第 326 条第 2 項及び同法第 327 条第 3 項による会計監査人及び監査役の設置に関する定めを置かなければならない。
- 2 乙の代表者及び乙の構成員は、本件特定事業契約に定める契約期間(以下「契約期間」という。)の間中、必ず事業予定者の株式を保有しなければならない。また、契約期間中は、乙の構成員が保有する株式の議決権の合計割合は事業予定者の総株式の議決権の 2 分の 1 を超えなくてはならず、かつ代表企業の議決権株式の保有割合が事業予定者の議決権株式の株主中最大としなければならない。
- 3 乙は、事業予定者をして、設立時取締役(代表取締役を置くときは、これを含む。)、設立時監査役及び設立時会計監査人を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役、監査役又は会計監査人が改選された場合についても、同様とする。

(株式の譲渡)

- 第 4 条 乙の構成員は、事業期間が終了するまでの間、甲の書面による事前の承諾を得た場合を除くほか、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。
- 2 乙の構成員は、前項の甲の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙 2 記載の様式及び内容の誓約書を甲宛てに提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

- 第 5 条 事業予定者による本件事業の実施に関しては、本件特定事業契約に従い事業予定者が整備等すべき学校施設(以下「本件施設」という。)の設計に係る業務を〔構成員名称/協力会社名称〕に、本件施設の建設工事の工事監理にかかる業務を〔構成員名称/協力会社名称〕に、本件施設の建設工事等に係る業務を〔構成員名称/協力会社名称〕に、本件施設の維持管理に係る業務を〔構成員名称/協力会社名称〕に、本件施設の運営にかかる業務を〔構成員名称/協力会社名称〕に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本件特定事業契約の仮契約が甲と事業予定者との間で締結された後、速やかに、前項に定める設計、建設、工事監理、維持管理及び運営に係る各業務を委託し又は請け負わせる者と事業予定者との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、速やかに、当該契約書の写し等各業務を委託し又は請け負わせた事実を証する書面を、甲に提出しなくてはならない。

- 3 第 1 項に基づき事業予定者から各業務を受託し又は請け負った者は、当該受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならず、また、乙は、かかる者をして、当該受託し又は請け負った業務を誠実に実施させるものとする。

(本件特定事業契約)

- 第 6 条 甲及び乙は、本基本協定締結後、平成 年 月 日までに、事業予定者と甲との間で、本件特定事業契約にかかる仮契約を締結させるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の仮契約締結後も、本件事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。
- 3 乙の構成員は、甲と事業予定者との間の本件特定事業契約の本契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙の構成員以外の事業予定者の株式の保有者全員から別紙 2 の様式による誓約書を徴求して、甲に提出するものとする。
- 4 乙は、事業予定者が新株を発行する場合は、当該新株の引受けを行う者をして、当該引受の直後に別紙 2 記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(準備行為)

- 第 7 条 乙は、本件特定事業契約の本契約締結前にも、自己の費用と責任において本件事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。
- 2 前項の甲の協力の結果は、本件特定事業契約の本契約締結後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(本件特定事業契約の不締結)

- 第 8 条 第 6 条の規定にもかかわらず、本件特定事業契約の本契約が締結される前に乙の構成員又は協力会社のいずれかに本件特定事業契約の締結に関して次の各号のいずれかの事由が生じたときは、甲は本件特定事業契約の仮契約又は本契約を締結しない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙の構成員又は協力会社に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあつては、第 50 条第 1 項に規定する課徴金納付命令)又は第 66 条第 4 項の審決が確定したとき(同法第 77 条第 1 項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)。
 - (2) 乙の構成員又は協力会社が、公正取引委員会が当該構成員又は協力会社に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定に

よる審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(3) 乙の構成員又は協力会社又はその役員若しくは使用人が刑法(明示 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

(4) 前 3 号に規定するもののほか、乙の構成員又は協力会社又はその役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 3 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 乙の構成員及び協力会社は本基本協定に係る入札に関し、乙の構成員又は協力会社のいずれかが前項各号のいずれかに該当したときは、本件特定事業契約の契約締結又は不締結若しくは解除又は継続にかかわらず、落札金額の 10 分の 2 に相当する金額を連帯して甲に支払わなければならない。

(本件特定事業契約不調の場合の処理)

第 9 条 事業予定者と甲との間で本件特定事業契約の本契約の締結に至らなかった場合、甲及び乙が本件事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、事業予定者と甲との間で本件特定事業契約の本契約の締結に至らなかった場合には、甲は乙に対して、本件事業に係る落札金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払うよう請求することができる。

(秘密保持)

第 10 条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本件事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、甲が議会に開示する場合、甲又は乙がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合、及び甲が札幌市の保有する情報の公開に関する条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき開示する場合、その他甲又は乙が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 11 条 本基本協定は日本国の法令及び甲の定める条例に従って解釈されるものとし、
本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は札幌地方裁判所とする。

(協議)

第 12 条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び乙の構成員及び協力会社がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 札幌市
所在地
札幌市長〔市長名〕

乙 〔グループ名称〕

(乙の代表者)

所在地

代表者氏名

(乙の構成員)

所在地

代表者氏名

(乙の構成員)

所在地

代表者氏名

(乙の協力会社)

所在地

代表者氏名

(乙の協力会社)

所在地

代表者氏名

(乙の協力会社)

所在地

代表者氏名

平成 年 月 日

札幌市長

〔市長名〕殿

出資者保証書

札幌市(以下「甲」という。)及び〔SPC 名称〕(以下「事業者」という。)との間で、平成 年 月 日付けで締結された「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業にかかる特定事業契約(以下「本契約」という。)に関して、落札者である〔グループ名称〕の構成員である〔構成員名称〕社、〔構成員名称〕社、及び〔構成員名称〕社(以下「当社」と総称する。)は、本日付けをもって、下記の事項を甲に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は 株であり、うち 株を当社らが保有し、その内訳は、 株は〔構成員名称〕社、 株は〔構成員名称〕社、 株は〔構成員名称〕社であること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社らによって全議決権の 2 分の 1 を超える議決権が保有されており、かつ〔代表企業名称〕の議決権の保有割合が、総株主中の最大であり、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対し当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前にその旨を甲に対して書面で通知し、甲の書面による事前の承諾を得た上で行うこと。また、かかる場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに甲に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、甲の事前の書面による承諾を得て行うこと。

別紙 1：出資者保証書様式

- 6 当社らが、甲の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、平成 年 月 日付の甲と落札者の構成員(当社らを含む。)及び協力会社との間の基本協定書別紙 2 の様式及び内容と同様の誓約書を甲へ提出させること。

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

所在地
社 名
代表者

平成 年 月 日

札幌市長

〔市長名〕殿

誓約書

当社は、本日現在、〔SPC 名称〕の株式 株を、保有しています。当社は、保有する〔SPC 名称〕の株式の譲渡、担保権の設定、その他の方法による処分を行う場合には、札幌市から事前に書面による承諾を受けるものとします。かかる承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、これを札幌市に提出するものとし、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その契約締結後速やかに札幌市に提出いたします。

所在地

社名

代表者